

大口町都市公園条例第15条の運用要領

(工作物等)

第1条 「工作物等」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条に違反して都市公園を占用している工作物その他の物件若しくは施設をいう。

(警告期間)

第2条 違反して占用している工作物等には、占用している場所にて除却若しくは廃棄をすることを警告書（様式第1）により2週間警告するものとする。

(保管期間)

第3条 保管期間は、告示（様式第2）した日から起算して6月とし、なおも工作物等（売却した代金を含む。）を返還することができないときは、町長に帰属する。

(保管した工作物等の廃棄)

第4条 保管した工作物等の価額が著しく低い場合において、工作物等の買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、これを廃棄することができる。

(保管場所)

第5条 保管場所は、大口町役場庁舎敷地内とする。

(保管した工作物等の管理方法)

第6条 工作物等の除却を完了したときは、速やかに工作物等一覧簿（様式第3）を作成するものとする。

(保管した工作物等の売却方法)

第7条 保管した工作物等の売却方法は、工作物等の種類、状態を考慮し一般競争入札、指名競争入札又は随意契約とする。

- (1) 一般競争入札は、その入札日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量等を告示する。
- (2) 指名競争入札を行うときは、3人以上の入札者を指名し、その工作物等の名称又は種類、形状、数量等をあらかじめ通知するものとする。

(3) 随意契約を行うときは、2人以上の者から見積書を徴収するものとする。

(売却時期)

第8条 保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は告示の日から2週間保管している場合で、工作物等の評価額に比してその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その代金を保管することができる。

(費用負担)

第9条 工作物等の除却、保管、売却、告示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。この場合において、売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

(保管した工作物等の返還方法)

第10条 当該工作物等を所有者に返還するときは、その氏名及び住所を証する書類の提示を求め、当該工作物等の所有者であることを書面等で証明させ、受領書(様式第4)と引き換えに返還をする。

(その他必要事項)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則 (平成18年大口町訓令第8号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日 大口町訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町訓令第14号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町訓令第13号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

警 告 書

この工作物は都市公園法に違反して
いますので

年 月 日までに
除却してください。

除却しないときは大口町長の命じ
た者が除却・廃棄します。

年 月 日

丹羽郡大口町長

様式第2（第3条関係）

大口町告示第 号

大口町都市公園条例に違反していました工作物等を下記のとおり保管しておりますので、所有者の方は、所有者であることを証明できるもの及び印鑑を持参し、大口町役場に受け取りに来てください。

なお、保管開始日から起算して6月が経過しますと都市公園法第27条第10項の規定により大口町に帰属することとなります。

年 月 日

大口町長

記

1 保管した工作物等の特徴

- (1) 保管工作物等の名称及び種類
- (2) 形 状
- (3) 数 量
- (4) 放置されていた都市公園

2 工作物等を除却した日時

年 月 日 ()
時 分

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

- (1) 日 時 年 月 日 ()
時 分

(2) 場 所 大口町

4 その他工作物等を返還するため必要と認められる事項

様式第4（第10条関係）

<p>受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>下記のとおり工作物等（若しくは現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた金額)		